医療法人社団順心会

訪問看護ステーションなごみ

## 目的

訪問看護に係る職員に対する、利用者や家族(利用者等)からの暴力やハラスメント事案が発生した場合、的確な対応と職員のメンタルヘルスの保持を行うと共に、日頃から安心して働くことができる職場環境を整える事、及び職員が暴力・ハラスメントに脅かされ萎縮することなく、利用者に質の高いケアが提供できることを目的とする。

- 1. 暴力・ハラスメントはいかなる場合でも認められない在宅サービスの現場において、利用者の人権が保護される必要があると同様に、サービス提供に従事する職員の身体や尊厳も保護されなくてはならない
- 2. 事業所としてマニュアルの評価・見直し、研修などを通して、暴力・ハラスメントの予防及び対策に取り組む研修の一環として、スタッフミーティングやカンファレンス等において、暴力・ハラスメントの事例や苦情の内容を共有していく。
- 3. 多職種・他機関と連携して、管理者も職員も守られる、安心して働ける環境づくりを行う
- 4. 暴力・ハラスメント事案が発生した特は、まず職員自身の身の安全を図る行動をとる。緊急時に適切に対応できるよう、マニュアルを把握し、対応力をつけておく。

## 附則

本指針は、2024年4月1日より施行する